

白馬村における新型コロナウイルス感染症対策を強化します

北アルプス圏域のうち、感染の拡大が顕著で、さらなる拡大が懸念される白馬村について、県として実施する感染症対策をさらに強化します。

1 感染の状況等

- 北アルプス圏域における直近1週間(8月14日～20日)の新規陽性者数は33人で、前週(8月7日～13日)と比較して2.2倍と激増しています。
- 感染経路不明者や県外往来歴のある陽性者から家族や職場の同僚に感染が拡大する事例が発生しており、今後のさらなる感染の拡大が懸念されます。
- 8月20日には「医療非常事態宣言」を発出するとともに、全県の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県民の皆様のご協力をいただきながら、県として全力を挙げて対策を講じていますが、全県の確保病床使用率は48.6%(R3.8.20時点)と医療提供体制に大きな負荷がかかっています。

2 白馬村における県の対策強化について

北アルプス圏域のうち、感染の拡大が顕著で、さらなる感染の拡大が懸念される白馬村について、県として実施する感染症対策を、8月20日の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」発出時の対策に加え、別紙のとおりさらに強化します。

白馬村内の事業者の皆様は対策の実施にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。

「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩
電話 026-232-0111 (内線 4705)
FAX 026-233-4332

白馬村における県の対策強化について

1 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します（特措法第 24 条第 9 項）

- 第 5 波になって以降、飲食店での飲食を起因とする感染事例が少ないことは、飲食店の皆様の感染防止の取組のおかげであり、深く感謝いたします。
- 現在、感染はデルタ株への置き換わりが進み、過去に経験したことの無いスピードで感染が拡大しており、特に、大人数や長時間に及ぶ飲酒を伴う飲食の場面は、感染リスクが高くなるおそれがあります。（マスクを外す、大声になり飛沫が飛びやすい、仕切られた空間に大人数が密集する 等）
- このため、感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を行います。

【要請期間】 8 月 24 日から 9 月 3 日まで

【対象地域】 白馬村

【要請内容】

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第 11 条第 1 項第 11 号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 認証店	営業時間短縮 （5 時～20 時） （特例あり※）
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） （特措法施行令第 11 条第 1 項第 14 号に該当する施設）	「信州の安心なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守 営業時間短縮 （5 時～20 時）
		ガイドライン 非遵守 休 業

※「信州の安心なお店」認証店における特例

- ・ 認証店は、20 時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- ・ 営業を継続する場合は、20 時以降は、1 グループは「同居家族又は 4 人以内」、利用する時間は「2 時間以内」に限定します。
- ・ 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- ・ 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

なお、「信州の安心なお店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

2 県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者へに協力金を支給します

（詳細については各飲食店等に別途送付するチラシをご覧ください。）

【全体】

- 売上げ規模に応じて支給（2.5～7.5 万円／日）※中小企業の場合

【信州の安心なお店認証店（特例）】


- 既に認証されている事業者様
20 時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じるか、原則として要請開始日に選択していただく（要請期間中に変更することはできません）
- 要請期間中に新たに認証された事業者様
認証日まで：時短要請に応じていただく（協力金の対象）
認証日：20 時以降の営業継続か、時短要請に応じるか選択いただく


営業時間の短縮等の要請対象地域等 (R3. 8. 21 現在)

1 営業時間の短縮等の要請対象地域

圏域	対象市町村	要請期間
佐久	小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町	8/9～9/1
上田	上田市、東御市、青木村、長和町（圏域内全域）	8/9～9/1
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村（圏域内全域）	8/16～8/26
上伊那	—	—
南信州	飯田市	8/22～9/1
木曾	—	—
松本	松本市、塩尻市、安曇野市	8/14～8/24
北アルプス	白馬村	8/24～9/3
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村	8/19～8/29
北信	中野市、山ノ内町	8/22～9/1

2 感染警戒レベルの状況等

・・・感染警戒レベル5 + 営業時間の短縮等の要請対象地域

・・・感染警戒レベル5の地域

